

区政支援体制の強化について

平成26年 1月10日 人事会議資料

○ 区政支援体制の強化について

市政改革室の地域力復興担当・区政改革担当と市民局市民部区政課（区政グループ・企画関係業務）を一元化する

改正の概要		メリット	課題	必要な主な手続き
市民局の充実	・市政改革室のうち区政支援の実務を所管する部署を市民局に移管 ・市政改革室においては今後の新たな区政改革の企画やチェック機能の役割を引き続き担う	・従来より、区役所を支援する担当組織は市民局にある ・区政支援については、制度設計から実施運用へ比重が移ったことに伴う組織再編 ・局組織を増やすことなく、区政支援を行う体制の再構築が可能	・市民局に各所属長への指揮監督権限を与える場合の妥当性と整合性	・条例改正の必要無し
新たな組織（局相当）の設置	・市政改革室の区政支援の実務を所管する部署と、市民局の区政関係業務を所管する部署とを統合し、新たな組織（局相当）を設置 ・新たな組織は市長直轄組織として位置付ける	・他の所属長に指揮監督が可能 ・区政支援にかかる専任体制の確立	・局組織としては小規模 ・条例改正が必要	・市長直轄組織設置条例の改正
市政改革室の充実	・市民局のうち区政関係業務を所管する部署を市政改革室に移管	・他の所属長に指揮監督が可能 ・局組織を増やすことなく、区政支援を行う体制の再構築が可能	・市政改革室が区政支援の実務を行うことの妥当性	・条例改正の必要無し

○ 区政支援体制の強化について（イメージ）

